

歯科医師国保の給付等一覧

2025年4月1日現在

【保険給付】

給付の種類	給付内容	給付事由
療養の給付	組合員 7割（入院、入院外） 家族 7割（ 〃 ）	病気やケガをしたとき
療養費（償還払い）	一般診療、コルセット、柔道整復費 ※はり、きゅう、マッサージは医師が治療上必要と認めた場合に限りです。	病気やケガの治療を保険でかかれなかったとき ※医師の同意書が必要
傷病手当金	1、2、3種組合員 4,000円（1日につき）	組合員本人が入院したとき（年度内90日を限度とする）
出産育児一時金	1児につき50万円が支給されます	出産したとき（妊娠4か月以上の死産含む）
葬祭費	1種組合員 30万円 2種組合員 15万円 3種組合員 10万円 家族 10万円	死亡したとき

【後期高齢者の1種組合員】 ※75歳以上で組合員の資格を有する者

傷病見舞金	後期高齢者の1種組合員 4,000円（1日につき）	組合員本人が入院したとき（年度内90日を限度とする）
死亡見舞金	後期高齢者の1種組合員 30万円	死亡したとき

【健康診断・節目健診補助】

- ・年度内1回、各種人間ドックや健康診断にかかった費用に対し補助金を支給します。
- ・健康診断と節目健診はどちらか一方のみです。申請用紙が異なりますのでどちらに該当するかよくご確認ください。

・健康診断の費用補助 〔対象者及び補助金額〕	
①（節目健診に該当しない）1種組合員本人および配偶者、2種組合員本人	上限10,000円まで
②（節目健診に該当しない）3種組合員本人	上限4,000円まで
・節目健診の費用補助 〔対象者及び補助金額〕	（①②③ともに） 上限 30,000円まで
① 1種、2種組合員本人で年齢が30歳以上5年毎の節目の年齢に達する者	
② 1種組合員本人が節目健診に該当した場合の配偶者（配偶者の年齢は問わない）	
③ 3種組合員本人で年齢が20歳以上5年毎の節目の年齢に達する者	

【インフルエンザ予防接種補助】

- ・インフルエンザワクチン接種費用の補助 1名につき4,000円を限度として助成。ただし、13歳未満の方（2回接種法）で、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から6,000円を限度に補助します。
〔対象者〕 被保険者全員（保険証をお持ちの方全員）、後期高齢者の1種組合員

【高額療養費】

- ・1か月の医療費が一定額を超えた場合に給付（所得区分により異なる）
- ・事前に限度額適用認定証を提示すると、窓口支払いは限度額内になる。

〈70歳未満〉

区分	自己負担額
ア 所得90万円超	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%
イ 所得60万円超～90万円以下	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%
ウ 所得210万円超～60万円以下	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%
エ 所得210万円以下	57,600円
オ 低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円

〈70歳以上75歳未満〉

	個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)
現役並み所得者（課税所得145万円以上）	57,600円	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%
一般所得者	14,000円	57,600円(多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ（住民税非課税、年金収入80万円以下）	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※医療機関や薬局で負担した額について、合算して上限額以上になった場合は、後から払い戻されます。

【保険料】

- ・均等割保険料 ※詳しくは4月発送の保険料賦課額通知書をご覧ください。

種別	40歳未満	40歳以上65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上
		(介護納付金を含む)		
1種組合員	15,300円	19,500円	15,300円	
2種組合員	22,800円	29,100円	22,800円	
3種組合員	15,300円	19,500円	15,300円	
1、2、3種組合員の家族	10,700円	13,600円	10,700円	
後期高齢者の1種組合員				5,000円
後期高齢者の1種組合員の家族	10,700円	13,600円	10,700円	

- ・所得割保険料（1種組合員及び後期高齢者の1種組合員のうち代表者に賦課）

料率	基礎賦課額	(新)後期高齢者支援金	(新)介護納付金 ※
		4.8/1000	1.9/1000
上限 1億円	年額 540,000円	年額 190,000円	年額 120,000円
下限 300万円	年額 14,400円	年額 5,700円	年額 3,600円

1. 現行の基礎賦課額に加え、後期高齢者支援金と介護納付金においても所得割が導入されます。
2. 所得割算定に必要な診療報酬の上限額を6千万円から1億円に変更します。
3. 現行は医院名に「矯正」とある場合のみ矯正標榜者としていますが、地方厚生局に届出をしている場合も矯正標榜者として取扱い、上限額を賦課します。ただし、前年の医業収入額に所得割率を乗じた額が上限額に満たない場合は「保険料調定変更申請」により収入に見合った所得割保険料に変更することができます。

【自家診療】

- ・歯科医師国保では規約の定めにより、自家診療の給付を制限しています。次の場合は自家診療に該当し、給付対象外になりますのでご注意ください。（自家処方も対象外です。）
- ① 自己の開設する医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時
- ② 勤務先の医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時
※後期高齢者の1種組合員については、自家診療の給付制限はありません。

【その他】

- ・交通事故等について（第三者行為）
交通事故など、他人の行為が原因で傷病をうけ、かつ保険で給付を受ける場合、保険証を使用する際に必ず支部にご連絡ください。第三者行為による負傷届、交通事故証明書、診断書などの提出が必要です。
- ・任意継続制度について
歯科医師国保には社保のような任意継続制度はありません。従って資格を喪失するとすべての受給権を失うこととなります。

【種別について】

- 1種組合員：新潟県歯科医師会の会員である歯科医師
- 2種組合員：1種組合員又は後期高齢者組合員が開設する医療機関等に勤務する歯科医師
- 3種組合員：1種組合員又は後期高齢者組合員が開設する医療機関等に勤務する従業員（歯科衛生士・歯科助手・技工士・受付、事務等）

問い合わせ及び申請書類の請求は、下記の新潟県支部事務所までお願いいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合 新潟県支部
〒950-0982 新潟市中央区堀之内南3-8-13
TEL 025-250-7755 FAX 025-283-6692